

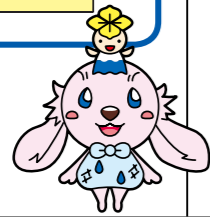
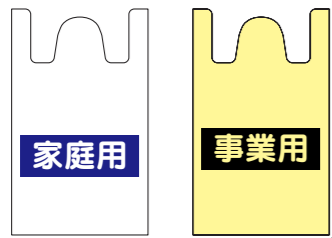
可燃ごみ

生ごみ、軟質プラスチック、ゴム製品、皮革製品などで、一辺の長さが30cm以下のもの(資源ごみを除く)、角材や丸太などは太さ5cm以下で長さ30cm以下のもの、板材は30cm角以下で厚さ1cm以下のもの

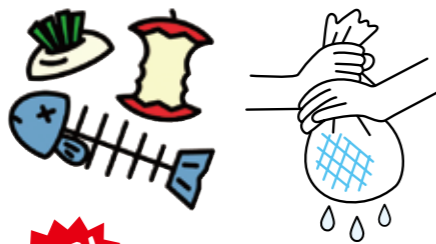
▶ 可燃ごみを焼却して発生する副生成物(灰等)は、全てリサイクルします。

注目!

可燃ごみは、必ず**指定ごみ袋**で出してください。
→ P.3 参照



生ごみ



注目!

生ごみは水分をしっかりとしぼって出す。

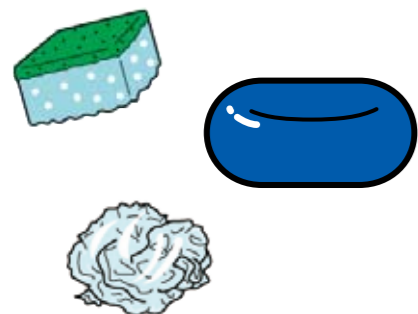
調理くず、残飯、卵の殻、貝殻 など

草、落ち葉



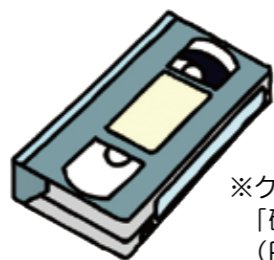
縛ることができない細かな枝草、落ち葉 など

リサイクルマークがいない やわらかいプラスチック製品



スポンジ、ラップ、水着、浮き輪 など

ビデオテープ、カセットテープ



※ケースは、「破碎ごみ」(P.14)です。

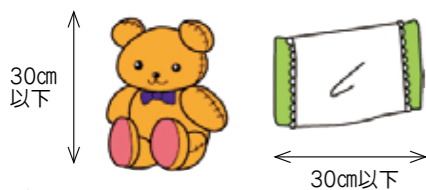


履物



革靴、運動靴、長靴、スリッパ など

30cm以下のサイズのぬいぐるみ・クッション・まくら



注目!

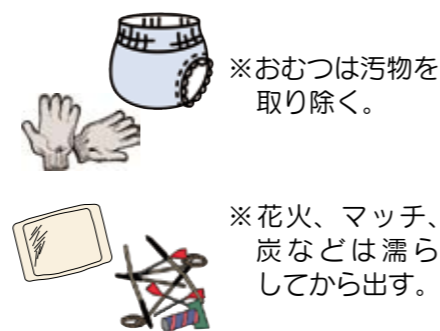
→ 30cm より大きなぬいぐるみ・クッション・まくらは「寝具類」(P.15)で出す。
※30cm以下にすれば「可燃ごみ」で出すことが可能。

ゴム製品、ビニール製品、皮革製品



ゴムホース、輪ゴム、マット、車のシートカバー、革ジャケット、グローブ など

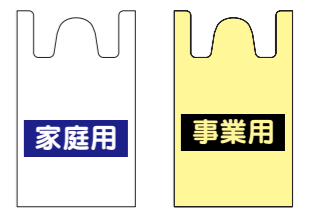
その他



※おむつは汚物を取り除く。
※花火、マッチ、炭などは濡らしてから出す。
古紙に出せない紙類、汚れた紙類、布類で回収されない衣類・布類、使い切りカイロ、竹串、アルミホイール など

ごみ出しルール

- 1 指定ごみ袋に入れて出してください。(ポリバケツで出す場合も同様) 指定ごみ袋に入っていないものは収集しません。
- 2 1世帯が1回の収集に出せるごみ袋の数は**3袋**までです。
- 3 大きいものや長いものは、30cm×30cm程度の大きさに切って出してください。
- 4 水切りネットを使ったり、一晩置いて乾かしたりして**生ごみの水分をしっかりとってください。**



指定ごみ袋は有料です。詳しくはP.3に掲載しています。

ワンポイント

もうひとしぼり、お願いします! ~生ごみの水分について~



生ごみの約80%は水分です。1世帯で1日100mlの水切りを行うと、町全体では年間約400tのごみを減量できます。生ごみの水分は、ごみ置場の悪臭問題にもつながるので、よろしくお願いします。ごみの減量には生ごみ処理機の活用も有効です。

生ごみ処理機を購入される際は**補助金交付制度**がありますので、購入する前に生活環境課 (0463)71-3311 へお問い合わせください。



間違えやすいもの

容器包装プラスチック



→ P.4、5

ペットボトル



→ P.6

古紙類



→ P.8、9

布類



→ P.9

剪定枝



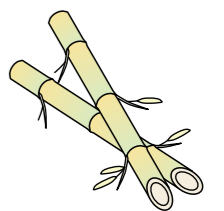
→ P.10

廃食用油



→ P.10

長さ50cm未満の竹



→ 分別は、「破碎ごみ」(P.14)です。

資源ごみはリサイクルします。

